

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動体制の迅速な確立及び初動措置

1. 危機管理対策本部等の設置

市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、「危機管理対策本部(本部長:市長)」又は「危機管理連絡会議(会長:企画部長)」を設置する。

(1)危機管理対策本部

①設置基準

ア. 市内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生した場合

イ. 政府による武力攻撃事態等の認定が行われたが、本市に市国民保護対策本部設置の指定がないとき。

ウ. その他、市長が必要であると認める場合(隣接市町などにおいてアの事案が発生した場合など)

②危機管理対策本部の設置手順

ア. 危機管理対策本部担当者は、危機管理対策本部員等に対し、参集の連絡を行う。

イ. 危機管理対策本部の設置場所は、原則として、市庁舎 402 号(対策室)とする。

ウ. 危機管理対策本部の設置、その他本市の対応状況については、消防本部をはじめ関係機関に連絡する。

③対処の内容

ア. 関係機関を通じて当該事案にかかる情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、当該本部を設置した旨について、県に連絡を行う。

イ. 消防機関に対しては、通信を確保のうえ迅速な情報の収集及び提供を行うとともに、必要な指示を行う。

ウ. 現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急

救助等の応急措置を行う。また、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

エ. 事態認定後においては、必要に応じて、国民保護法に基づく退避の指示、警戒区域の設定等の措置を行うほか、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の要請を行う。

オ. 事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。

(2) 危機管理連絡会議

①設置基準

ア. 武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合で、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められるとき。

イ. 市の区域外で武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案が発生した場合

ウ. 市国民保護対策本部を廃止した場合で、引き続き全庁的な対応が必要であると認められるとき。

エ. その他、会長(企画部長)が必要であると認める場合

②危機管理連絡会議の設置手順

危機管理連絡会議の設置は、危機管理対策本部の設置手順に準ずる。

③対処の内容

情報の収集、警戒等について全庁的な対応を行うとともに、必要に応じて情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行う。

2. 市国民保護対策本部との調整

(1)市国民保護対策本部設置前の調整

危機管理対策本部等を設置した後に、内閣総理大臣から市長に対し、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定があったときは、直ちに市国民保護対策本部を設置して、危機管理対策本部等を廃止する。また、市国民保護対策本部の設置前に、様々な措置が講じられている場合には、必要な調整を行う。

(2)市国民保護対策本部設置後の調整

内閣総理大臣から指定の解除の通知を受けた場合、遅滞なく廃止する。